

原発運転延長 安全の骨抜き許されぬ

原発の運転期間の制限を緩めて、安全性を保てるのか。悲惨な事故の教訓から、国会で議論を重ね与野党が合意したルールである。わずか10年で軽々に変えることは許されない。

経済産業省が、原則40年と定められている原発の運転期間の延長に向け、法改正の検討を始めた。原発の積極活用に意欲を示す岸田首相が、再稼働推進や新型炉の建設と合わせて8月に検討を指示していた。

40年ルールは、2011年の東京電力福島第一原発の事故後、安全性を高めるために導入された対策の柱の一つだ。古いものから運転を止めて、原発依存度を下げていくうえで、大きな役割を果たしてきた。

経産省や関連業界は「運転期間を延ばせばエネルギー供給の安定化に役立つ」という。40年の区切りは「一つの目安にすぎず、明確な科学的根拠はない」

とも強調する。

あまりに粗雑な議論といわざるをえない。エネルギー戦略のうえでも、安全規制の観点からも、いくつもの疑問が浮かぶ。

ロシアのウクライナ侵略の影響で化石燃料が高騰し、足元で電力供給に不安が出ているのは事実だ。だが、40年ルールを変えれば直ちに運転できる原発が増えるわけではない。

一方で、長期的には原発依存を続ける道を開くことになる。放射性廃棄物の処分もままならず、多くの自然災害のリスクにさらされる日本において、それが本当の安定供給といえるだろうか。

安全面でも、重大な原則の転換になりかねない。事故を踏まえた原発政策の根幹は「推進と規制の分離」だ。安全に関わるルール変更を、利用推進を図る経産省が主導すること自体が、事故以前への後戻りに近い。

規制を所管する原子力規制委員会の姿勢も不可解だ。経産省

の方針に、「運転期間は原子力の利用のあり方に関する政策判断。規制委が意見を述べる事柄ではない」と異を唱えなかった。老朽原発の安全性は個別に厳しく点検するというが、十分に確認できるのか。

運転期間制限と安全性の確保は無関係なはずがない。40年ルールを定めた2012年の法改正時の国会審議では、原発担当閣僚が、40年の根拠として、使われる機器の耐用年数の想定などを挙げていた。

技術的な検討のうえで40年の妥当性を議論することもなく、「利用論」に従っただけなら、独立した規制機関としての責務の放棄ではないか。

このようななし崩しのルール変更は、安全規制の骨抜きにつながる。経産省と規制委は姿勢を改めるべきだ。